

指名業者の皆様へ

～ 入札に当たっての注意点 ～

「入札書」、「委任状」、「入札辞退届」などの宛先は、全て「熊本県知事 潮谷義子」になります。

入札を辞退する場合は、「入札辞退届」を入札時間までに担当課まで提出してください。(郵送可)

入札を代表者以外の代理の方が行う場合は、必ず「委任状」を持参し、「入札書」と一緒に提出してください。

「委任状」には、代理の方の氏名と使用する印鑑、入札を委任する工事(業務委託)の事業年度・工事番号(委託業務番号)・名称を記入してください。

委任を行った場合は、「入札書」には委任された方の印鑑を押印してください。

「(見積)」などの不要の文字がある場合は、全て二重線で削除し、その上に次の印鑑を押印してください。

「入札書」の文字の削除	代表者が入札する場合は代表者印、委任する場合は代理人の印
「委任状」の文字の削除	代表者印

「入札書」、「委任状」などは、全てボールペンなど消えない筆記具、もしくはワープロなどで記入してください。

鉛筆書きなど、消せる筆記具で記載された「入札書」や「委任状」は無効となります。

金額の頭には必ず「¥」マークを記入してください。

「¥」マークの記入が無い入札は無効となります。

「入札書」には、見積もった金額の105分の100の数字(消費税相当額を除いた額)を記入してください。

工事費(委託業務費)の積算内容を確認させていただきますので、必ず「工事費内訳書(委託業務費内訳書)」を作成してください。工事(委託業務)を落札された方には、「工事費内訳書(委託業務費内訳書)」を提出していただきます。

入札に当たっては、工事名や印鑑などをよく確認してから入札してください。また、入札書を入札箱に投かんする際は、工事番号などをよく確認し、投かん間違いの無いようご注意ください。

設計金額が一定以上の額となる場合、契約を締結するに当たって、契約金額の10分の1の額の契約保証が必要となります。入札に参加される方は、あらかじめ落札した場合の契約保証の種類を決めておいてください。

【契約保証の種類】

- 現金
- 国債
- 銀行等の保証
- 西日本建設業保証株式会社による保証
- 公共工事履行保証証券(履行ボンド)
- 公共工事履行保証保険

(一定以上の額・・・工事の場合設計金額300万円以上、業務委託の場合設計金額200万円以上)

「入札書」、「入札辞退届」の様式や、熊本県競争契約入札心得などは、熊本県のホームページでも確認することができます。(<http://www.pref.kumamoto.jp/>)